

(証券コード 5946)

平成28年3月1日

株 主 各 位

山口県下関市長府扇町2番1号

株式会社 長 府 製 作 所

代表取締役社長 橋 本 和 洋

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後6時00分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市長府扇町2番1号 当会社
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第62期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正事項が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chofu.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いておりますが、中国を始めとするアジア新興国等の下振れリスクなど海外経済の不安要素があり、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、各種住宅取得・リフォーム支援制度等の下支えもあり、4月以降は消費税増税後の反動減の影響が薄れ、全体として新設住宅着工戸数は持ち直しの動きが続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、多方面に渡る技術力を活かした商品展開と地域に密着した販売網、サービス体制でお客様一人一人のニーズにお応えできるよう取り組んでまいりました。その中で、九州エリアでの営業基盤の一層の強化を図り、福岡市博多区に竣工した地上8階建のビル「長府博多ビジネスセンター」に新たに福岡支店を開設し、平成27年3月より業務を開始いたしました。1階には福岡支店としてショールーム及び事務所、2階の一部及び3階以上は賃貸オフィスとして運営しております。

研究開発部門では、高齢化に対応したお掃除が簡単なシステムバスの新シリーズや、ヒートショック対策のシステムバスの快適オプション「シャワ暖プラスAg」、省エネ性・静音性・施工性を向上させたヒートポンプ式冷温水熱源機の新シリーズを開発するなど、暮らしと環境を考えた研究開発を行ってまいりました。

一方、生産・購買部門におきましては、生産工程の見直しや作業工数の削減、諸資材のコストダウンなど生産性の向上と原価低減に積極的に取り組んでまいりました。

売上高を製品別に見ますと、給湯機器につきましては、石油給湯器は4月以降は持ち直しの傾向があるものの、昨年からの消費税増税前の駆け込み需要による反動減が

給湯機器全般に影響し、全体で204億81百万円（前年同期比13.5%減）となりました。空調機器につきましては、海外向けは好調でありましたが、暖冬の影響もあり石油暖房機や国内向けのヒートポンプ式冷暖房機の販売減が影響し、全体で165億74百万円（同4.9%減）となりました。システム機器につきましては、発売から好評を博しているヒートショック対策に有効なシステムバスの快適オプション「シャワ暖プラスAg」に加えて、汚れにくくお掃除が簡単なシステムバスの新シリーズを投入するなど住宅リフォーム需要の取り込みに注力しましたが、全体で25億93百万円（同12.7%減）となりました。ソーラー機器につきましては、低価格を追求したソーラーシステムを新発売するなど普及拡大に取り組んでまいりましたが、太陽熱温水器を始め消費税増税による反動減からの回復は鈍く、全体で10億43百万円（同21.7%減）となりました。その他は20億89百万円（同7.2%減）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は427億80百万円（同10.2%減）となりました。また、利益面につきましては、売上高の低迷による売上総利益の減少に伴い、営業利益は21億69百万円（同47.4%減）となりました。経常利益は43億98百万円（同35.4%減）、当期純利益は27億85百万円（同40.6%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、23億63百万円であります。このうち主なものは、福岡ビルの新築工事12億3百万円（総投資額19億39百万円）などであります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第59期 (平成24年12月期)	第60期 (平成25年12月期)	第61期 (平成26年12月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高 (百万円)	47,818	48,246	47,665	42,780
当期純利益 (百万円)	3,530	4,242	4,684	2,785
1株当たり当期純利益(円)	101 ^円 64 ^銭	122 ^円 13 ^銭	134 ^円 85 ^銭	80 ^円 17 ^銭
総資産 (百万円)	119,498	125,912	130,834	130,163
純資産 (百万円)	108,772	114,489	118,567	119,835
1株当たり純資産 (円)	3,130 ^円 99 ^銭	3,295 ^円 54 ^銭	3,412 ^円 97 ^銭	3,449 ^円 49 ^銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第59期 (平成24年12月期)	第60期 (平成25年12月期)	第61期 (平成26年12月期)	第62期 (当期) (平成27年12月期)
売上高 (百万円)	37,742	37,936	37,439	33,323
当期純利益 (百万円)	3,180	3,806	4,257	2,669
1株当たり当期純利益(円)	91 ^円 55 ^銭	109 ^円 57 ^銭	122 ^円 55 ^銭	76 ^円 84 ^銭
総資産 (百万円)	113,912	120,244	125,127	124,860
純資産 (百万円)	107,644	112,919	117,064	118,053
1株当たり純資産 (円)	3,098 ^円 52 ^銭	3,250 ^円 37 ^銭	3,369 ^円 69 ^銭	3,398 ^円 19 ^銭

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き個人消費も底堅く緩やかな回復基調が続くと思われませんが、米国や中国等の海外景気の動向による影響を注視する必要があります。依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

また、当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、政府による住宅取得支援策が下支えとなり持ち直しの傾向が続くと思われませんが、大きな回復

は見込めず、厳しい状況が続くと予想されます。

このような経営環境のなか当社グループでは、少子高齢化による人口及び世帯数の減少に加え、新設住宅着工戸数の減少による経営環境の悪化を視野に入れ、平成27年12月に株式会社ノーリツとの資本・業務提携を発表いたしました。両社がお互いの強みを活かした広範な分野での提携を図り、住宅に係る社会インフラを担う企業としてお客さまに安定した商品・サービスを提供し続けてまいります。営業部門におきましては、既存ルートだけでなく、新規ルートを含めたあらゆる販路で当社製品の拡販に努め、市場でのシェアアップを目指すとともに、サービス品質の向上にも努めてまいります。この他、海外での販売につきましては、新規顧客の開拓、新機種の販売に注力してまいります。開発部門におきましては、スピード感ある高品質な製品開発を行うだけでなく、新規分野への開発に挑戦してまいります。生産・購買部門におきましては、継続して原価低減、生産性の向上に取り組み、グループをあげて経営全般の合理化と業績の向上に努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後共一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成27年12月31日現在)

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	石油給湯器、石油風呂釜、ガス給湯器、ガス風呂釜、電気温水器、エコキュート、コージェネレーション
空 調 機 器	ルームエアコン、ファンヒーター、FF式温風暖房機 温水暖房システム、石油ストーブ
シ ス テ ム 機 器	システムバス、人造大理石浴槽、システムキッチン
ソ ー ラ ー 機 器	太陽熱温水器、ソーラー床下換気扇
そ の 他	石油ストーブのレンタル、熱機器及び付属品他

(6) **主要な営業所及び工場**（平成27年12月31日現在）

① 当 社

工 場：本社工場（山口県下関市）、宇都宮、滋賀

支 店：東京、大阪、福岡

営業所：盛岡、仙台、大宮、横浜、千葉、名古屋、金沢、松本、岡山、広島、
香川、沖縄

② 子会社

・サンボット株式会社

本 社：岩手県花巻市

工 場：花巻、札幌

支 店：札幌

営業所：釧路、帯広、旭川、函館、仙台、青森、秋田、岩手、郡山、
首都圏（埼玉県新座市）、信越（長野市）、富山、大阪

(7) **使用人の状況**（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,239（204）名

(注) 1. 使用人数は、当社及び連結子会社の就業人員であります。

2. パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,040（115）名	△13名	40.3歳	18.8年

(注) パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **重要な子会社の状況**（平成27年12月31日現在）

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
サンボット株式会社	962百万円	100%	暖房機の製造、販売

(9) 主要な借入先及び借入額 (平成27年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 山口銀行	200百万円
株式会社 西日本シティ銀行	200百万円

2. 株式に関する事項 (平成27年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,750,000 株
- (2) 発行済株式の総数 35,980,500 株 (うち自己株式1,240,307株)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,557 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,690,728 株	16.38 %
長府物産株式会社	4,313,138	12.41
株式会社長府精機	4,097,549	11.79
株式会社長府共済会	3,174,270	9.13
株式会社西日本シティ銀行	1,734,800	4.99
株式会社山口銀行	1,723,800	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,176,200	3.38
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,059,900	3.05
明治安田生命保険相互会社	722,693	2.08
福山通運株式会社	692,050	1.99

(注) 1. 当社は、自己株式を1,240,307株保有していますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 上 康 男	
代表取締役社長	橋 本 和 洋	
常 務 取 締 役	種 田 清 隆	
常 務 取 締 役	中 村 修 一	
取 締 役	和 田 健	営業部長兼福岡支店長
取 締 役	江 川 芳 明	製造本部長
取 締 役	林 徹 郎	東京支店長
取 締 役	川 上 康 弘	総務部長
常 勤 監 査 役	日 野 正 明	
監 査 役	梅 田 忠 明	
監 査 役	山 元 浩	弁護士（山元浩法律事務所所長）
監 査 役	福 田 浩 一	(株)山口フィナンシャルグループ代表取締役社長 (株)山口銀行代表取締役頭取 (株)もみじ銀行取締役会長 (株)北九州銀行取締役会長

- (注) 1. 監査役山元浩氏及び福田浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役山元浩氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役山元浩氏は、弁護士としての業務経験が豊富であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役福田浩一氏は、金融機関での業務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	8 人	101百万円	
監 査 役	4	11	うち、社外監査役 2 名 3 百万円
計	12	113	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月21日開催の第54回定時株主総会において年額15,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年3月25日開催の第49回定時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
監 査 役	山 元 浩	山元浩法律事務所所長
監 査 役	福 田 浩 一	(株)山口フィナンシャルグループ代表取締役社長 (株)山口銀行代表取締役頭取 (株)もみじ銀行取締役会長 (株)北九州銀行取締役会長

- (注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

1. 当社は、山元浩法律事務所から必要に応じて法律上のアドバイスを受けております。
2. 当社は、(株)山口銀行との間に資金の預け入れ等の取引関係があります。
3. (株)もみじ銀行および(株)北九州銀行と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	山 元 浩	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監 査 役	福 田 浩 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会12回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項についての発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、かねてより社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、平成28年2月10日開催の取締役会において、第62回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。従いまして、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①報酬等の額	25百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、検討のうえ、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存すべき情報の内容に応じて、検索性の高い状態で保存・管理するための手順を、文書管理規程に定める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、会社の存続にかかわる重大な事案の発生等によるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての体制を整備する。

② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理をおこなう。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜随時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる事項など一切の事項について、審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程および職務分掌規程にもとづいて行なう。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会において、社員等（取締役および使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社員等が当社の社会的責任および企業倫理を果たすよう行動するため、長府製作所行動基準としてコンプライアンス規程を定める。

② 長府製作所行動基準の履行状況を確認するため、総務担当役員は、コンプライアンス体制の構築および運用を行なう。また、内部通報の受付窓口を総務部に設置し、不正行為等の早期発見、是正に努める。

③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないように毅然とした態度で対応する。

(5) **会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

総務部は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努め、適切に運用する。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じ人員を配置することができる。

(7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(8) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

社員等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告する。

(9) **その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**

監査役は取締役会に出席し、適宜取締役と意見交換し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を行なう。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議に出席する他、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部統制基本計画に基づき、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、内部監査室が監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,209	流 動 負 債	7,260
現金及び預金	6,678	支払手形及び買掛金	4,276
受取手形及び売掛金	9,690	短期借入金	400
有 価 証 券	1,443	未 払 法 人 税 等	46
商 品 及 び 製 品	4,014	賞 与 引 当 金	217
仕 掛 品	524	製 品 補 償 損 失 引 当 金	80
原材料及び貯蔵品	1,180	未 払 金	757
繰延税金資産	211	未 払 費 用	77
そ の 他	471	預 り 金	1,143
貸倒引当金	△ 7	設 備 未 払 金	6
		そ の 他	254
固 定 資 産	105,953	固 定 負 債	3,067
有 形 固 定 資 産	24,718	繰延税金負債	1,905
建物及び構築物	7,217	退職給付に係る負債	779
機械装置及び運搬具	3,210	そ の 他	382
土 地	14,115	負 債 合 計	10,327
そ の 他	175	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	155	株 主 資 本	116,290
投資その他の資産	81,079	資 本 金	7,000
投資有価証券	80,106	資 本 剰 余 金	3,568
長期貸付金	479	利 益 剰 余 金	108,327
繰延税金資産	96	自 己 株 式	△ 2,605
そ の 他	397	その他の包括利益累計額	3,545
貸倒引当金	△ 0	その他有価証券評価差額金	3,886
資 産 合 計	130,163	退職給付に係る調整累計額	△ 340
		純 資 産 合 計	119,835
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	130,163

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,780
売上原価		31,679
売上総利益		11,100
販売費及び一般管理費		8,931
営業利益		2,169
営業外収益		
受取利息	937	
受取配当金	269	
有価証券売却益	434	
不動産賃貸収入	454	
為替差益	212	
売却電気の収入	433	
その他	270	3,012
営業外費用		
支払利息	8	
不動産賃貸費用	286	
売上割引	219	
売却電気の費用	250	
その他	17	783
経常利益		4,398
特別利益		
投資有価証券売却益	15	
その他	1	17
特別損失		
固定資産処分損失	1	
製品補償損失	332	
製品補償損失引当金繰入額	20	
その他	29	383
税金等調整前当期純利益		4,032
法人税、住民税及び事業税	1,149	
法人税等調整額	97	1,247
少数株主損益調整前当期純利益		2,785
当期純利益		2,785

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年1月1日残高	7,000	3,568	106,611	△ 2,605	114,574
会計方針の変更による累積的影響額			42		42
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,000	3,568	106,654	△ 2,605	114,617
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,111		△ 1,111
当期純利益			2,785		2,785
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,673	△ 0	1,673
平成27年12月31日残高	7,000	3,568	108,327	△ 2,605	116,290

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成27年1月1日残高	4,492	△ 499	3,993	118,567
会計方針の変更による累積的影響額				42
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,492	△ 499	3,993	118,610
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 1,111
当期純利益				2,785
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 606	159	△ 447	△447
連結会計年度中の変動額合計	△ 606	159	△ 447	1,225
平成27年12月31日残高	3,886	△ 340	3,545	119,835

連 結 注 記 表

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 サンポット株式会社

② 主要な非連結子会社の名称

長府機工株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

長府機工株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、貯蔵品…当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料、仕掛品…当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

ロ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(4) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日公表分。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が65百万円減少するとともに、利益剰余金が42百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より営業外収益に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「有価証券売却益」は195百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,825百万円
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 167百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 57百万円 |
| 土地 | 728百万円 |
| その他 | 1百万円 |
- (3) 連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）が連結会計年度末残高に含まれております。
- | | |
|-----------|--------|
| 受取手形及び売掛金 | 269百万円 |
| 支払手形及び買掛金 | 362百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 35,980,500株 |
|------|-------------|
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月13日 定時株主総会	普通株式	555百万円	16円	平成26年 12月31日	平成27年 3月16日
平成27年8月3日 取締役会	普通株式	555百万円	16円	平成27年 6月30日	平成27年 8月20日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・ 配当金の総額	555百万円
・ 1株当たり配当額	16円
・ 基準日	平成27年12月31日
・ 効力発生日	平成28年3月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行い、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、

毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,678	6,678	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,690	9,690	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	81,338	81,338	—
資産計	97,705	97,705	—
(4) 支払手形及び買掛金	4,276	4,276	—
(5) 短期借入金	400	400	—
(6) 未払金	757	757	—
負債計	5,432	5,432	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	212

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都、福岡県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を保有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	3,337	△117	3,220	2,814
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,477	1,192	4,669	6,252

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（1,936百万円）であり、主な減

少額は減価償却による減少であります。

- (注) 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成27年12月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他
賃貸等不動産	198	86	111	-
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	254	200	54	-

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,449円49銭
1株当たり当期純利益	80円17銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,400	流動負債	4,077
現金及び預金	6,038	買掛金	1,914
受取手形	506	未払金	643
売掛金	3,983	未払費用	21
有価証券	1,443	預り金	1,099
商品及び製品	2,387	未払法人税等	39
仕掛品	490	未払消費税等	38
原材料及び貯蔵品	990	製品補償損失引当金	80
繰延税金資産	108	賞与引当金	141
その他	452	役員賞与引当金	26
貸倒引当金	△ 2	設備関係未払金	6
		その他	67
固定資産	108,460	固定負債	2,729
有形固定資産	23,380	長期未払金	104
建物	6,304	繰延税金負債	2,085
構築物	109	退職給付引当金	284
機械及び装置	3,144	長期預り敷	255
車両運搬具	15		
工具器具及び備品	113	負債合計	6,806
土地	13,694		
無形固定資産	82	純資産の部	
ソフトウェア	57	株主資本	114,177
その他	24	資本剰余金	7,000
投資その他の資産	84,997	資本剰余金	3,568
投資有価証券	79,838	資本準備金	3,552
関係会社株式	4,310	その他資本剰余金	15
長期貸付金	479	利益剰余金	106,214
保険積立金	190	利益準備金	753
差入保証金	96	その他利益剰余金	105,461
その他	82	特別償却準備金	1,287
貸倒引当金	△ 0	退職給与積立金	520
		別途積立金	87,562
資産合計	124,860	繰越利益剰余金	16,090
		自己株式	△ 2,605
		評価・換算差額等	3,876
		その他有価証券評価差額金	3,876
		純資産合計	118,053
		負債及び純資産合計	124,860

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,323
売 上 原 価		24,969
売 上 総 利 益		8,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,733
営 業 利 益		1,620
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
有 価 証 券 利 息	921	
受 取 配 当 金	503	
有 価 証 券 売 却 益	434	
不 動 産 賃 貸 収 入	454	
為 替 差 益	212	
売 電 収 入	433	
そ の 他	255	3,231
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
売 上 割 引	200	
不 動 産 賃 貸 費 用	286	
不 売 電 費 用	250	
そ の 他	10	755
経 常 利 益		4,096
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
そ の 他	1	17
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1	
製 品 補 償 損 失	332	
製 品 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	20	
そ の 他	29	383
税 引 前 当 期 純 利 益		3,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	967	
法 人 税 等 調 整 額	93	1,060
当 期 純 利 益		2,669

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年1月1日残高	7,000	3,552	15	3,568	753	944	520	87,562	14,833	104,614
会計方針の変更による累積的影響額									42	42
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,000	3,552	15	3,568	753	944	520	87,562	14,876	104,657
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の積立						488			△ 488	-
特別償却準備金の取崩						△ 145			145	-
剰余金の配当									△1,111	△1,111
当期純利益									2,669	2,669
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計						342			1,214	1,557
平成27年12月31日残高	7,000	3,552	15	3,568	753	1,287	520	87,562	16,090	106,214

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日残高	△2,605	112,576	4,487	4,487	117,064
会計方針の変更による累積的影響額		42			42
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,605	112,619	4,487	4,487	117,107
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の積立		-			-
特別償却準備金の取崩		-			-
剰余金の配当		△1,111			△1,111
当期純利益		2,669			2,669
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 610	△ 610	△ 610
事業年度中の変動額合計	△ 0	1,557	△ 610	△ 610	946
平成27年12月31日残高	△2,605	114,177	3,876	3,876	118,053

個別注記表

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料…先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	4～17年
工具器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日公表分。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が66百万円減少し、利益剰余金が42百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より営業外収益に区分掲記しております。なお、前事業年度の「その他」に含まれている「有価証券売却益」は195百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,406百万円

(2) 満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 125百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 60百万円

短期金銭債務 8百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 869百万円

仕入高 332百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 268百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,240,307株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	91百万円
製品補償損失引当金	26
有価証券・投資有価証券評価損	128
未払事業税	17
賞与引当金	46
その他	166
繰延税金資産小計	477
評価性引当額	△ 145
繰延税金資産合計	332

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,674
特別償却準備金	△ 631
その他	△ 2
繰延税金負債合計	△2,309
繰延税金資産（負債）の純額	△1,976

繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	108百万円
固定負債－繰延税金負債	2,085

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,398円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	76円84銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞

業務執行社員 公認会計士 洪 誠悟 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長府製作所の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長府製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月4日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞

業務執行社員 公認会計士 洪 誠悟 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長府製作所の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

株式会社長府製作所 監査役会

常勤監査役	日 野 正 明	Ⓢ
監 査 役	梅 田 忠 明	Ⓢ
社外監査役	山 元 浩 浩	Ⓢ
社外監査役	福 田 浩 一	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の強化を行ないつつ、安定的な配当を実施することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

なお、この場合の配当総額は、555,843,088円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、会社の機関についての規定の変更、取締役および取締役会に係る規定の変更、取締役との責任限定契約についての規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、ならびに条数の見直しおよび字句等の変更を内容とした定款一部変更を行うものであります。なお、第27条（取締役の責任免除）の新設については、各監査役の同意を得ております。

このほか、事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1.～9. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>10.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1.～9. (現行通り)</p> <p><u>10. 管工事業及び電気工事業</u></p> <p><u>11.</u> (現行通り)</p> <p>第3条～第4条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条</p> <p>当社は、<u>監査等委員会設置会社</u>とし、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>3.</u> (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第16条 (現行通り)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>② <u>前項の場合には</u>、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会<u>において</u>の決議によつて選任する。 (新 設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。 ② <u>当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によつて選任する。 ② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ (現行通り)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によつて、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 ② (現行通り)</p> <p>第22条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定められるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条</p> <p>(現行通り)</p> <p>② <u>前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、取締役(ただし、業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限定額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員による同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第33条～第34条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員および監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員による同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款で定められるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第32条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (現行通り)</p>

以 上

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件

当社は、第2号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、現任の取締役8名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）8名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわ かみ やす お 川 上 康 男 (昭和21年12月21日生)	昭和46年2月 当社入社 昭和60年3月 当社取締役東京営業所長 昭和62年3月 当社取締役宇都宮工場長 平成9年12月 当社代表取締役社長 平成24年3月 当社代表取締役会長 現在に至る	330,510株
2	はし もと かず ひろ 橋 本 和 洋 (昭和27年3月1日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年3月 当社取締役滋賀工場長 平成21年5月 当社取締役製造本部長 平成22年4月 当社常務取締役 平成24年3月 当社代表取締役社長 現在に至る	7,400株
3	たね だ きよ たか 種 田 清 隆 (昭和30年2月3日生)	昭和54年3月 当社入社 平成20年3月 当社取締役技術部長 平成26年4月 当社常務取締役 現在に至る	3,200株
4	なか むら しゅう いち 中 村 修 一 (昭和30年9月26日生)	昭和53年3月 当社入社 平成22年3月 当社取締役滋賀工場営業部長 平成22年4月 当社取締役滋賀工場長 平成26年3月 当社取締役宇都宮工場長 平成26年4月 当社常務取締役 現在に至る	3,200株
5	わ だ たけし 和 田 健 (昭和32年4月28日生)	昭和57年3月 当社入社 平成25年3月 当社取締役営業部長 平成27年3月 当社取締役営業部長兼福岡支店長 現在に至る	3,000株
6	え がわ よし あき 江 川 芳 明 (昭和32年10月8日生)	昭和57年1月 当社入社 平成26年3月 当社取締役製造部長 平成26年4月 当社取締役製造本部長 現在に至る	1,900株
7	はやし てつ ろう 林 徹 郎 (昭和35年8月21日生)	昭和60年4月 当社入社 平成26年3月 当社取締役東京支店長 現在に至る	2,900株
8	かわ かみ やす ひろ 川 上 康 弘 (昭和37年7月1日生)	平成16年10月 当社入社 平成26年3月 当社取締役総務部長 現在に至る	3,600株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひのまさあき 日野正明 (昭和25年12月13日生)	昭和48年3月 当社入社 平成18年3月 当社取締役総務部長 平成21年9月 当社取締役東京支店長 平成25年3月 当社常勤監査役 現在に至る	3,300株
2	やまもとひろし 山元浩 (昭和33年3月1日生)	昭和60年4月 弁護士登録 昭和63年4月 事務所開業 平成10年1月 当社顧問弁護士 平成12年3月 当社監査役 現在に至る	0株
3	ふくだこういち 福田浩一 (昭和28年1月15日生)	昭和51年4月 (株)山口銀行入行 平成14年6月 同行取締役 平成16年6月 同行代表取締役頭取(現任) 平成18年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ代表取締役社長(現任) 平成22年3月 当社監査役 平成26年6月 株式会社北九州銀行取締役会長(現任) 平成26年6月 株式会社もみじ銀行取締役会長(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山元浩氏および福田浩一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山元浩氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社の業務執行に直接関わった経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と実績を有

しており、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。

4. 福田浩一氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。
5. 当社は、山元浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、福田浩一氏につきましても、独立役員となる予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年3月21日開催の第54回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内としてご承認いただいておりますが、当社は第2号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止のうえ、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億5,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は8名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く）は8名となります。

本議案の内容は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

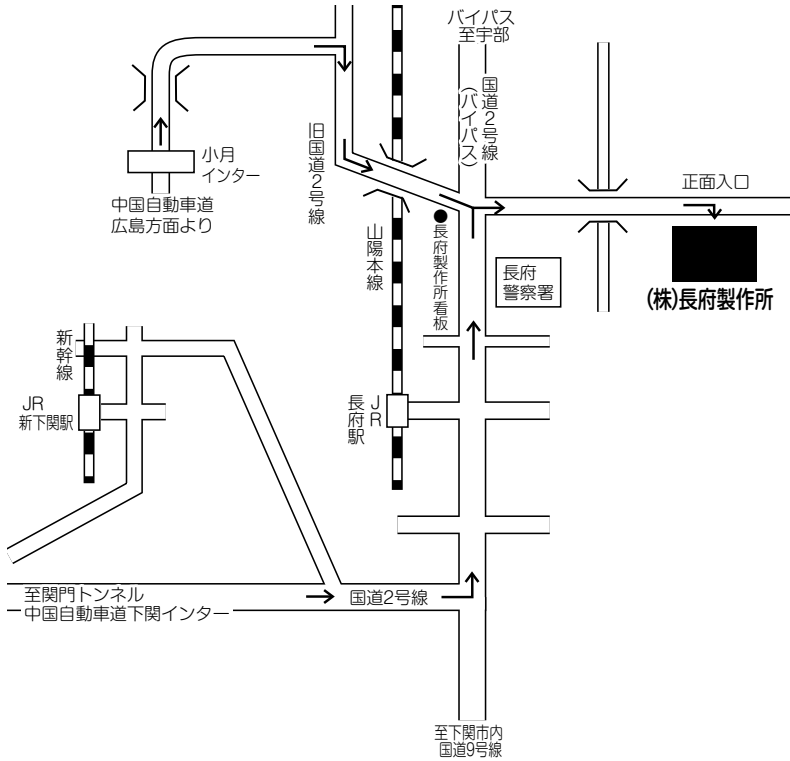
当社の監査役の報酬額は、平成15年3月25日開催の第49回定時株主総会において、月額200万円以内としてご承認いただいておりますが、当社は、第2号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額200万円以内として定めることといたしたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図



- ・ 下関インターより当社まで 約 8 km
- ・ 小月インター 〃 約 6 km
- ・ J R (新幹線) 新下関駅 〃 約 8 km
- ・ J R 長府駅 〃 約 1.5 km